

# 基金情報

No. 33

平成16年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/

## 平成16年10月・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)
事業所数(件)	259	-1	年金掛金	調定額(円) 916,883,632 収納額(円) 915,530,822 収納率 99.9%
加入員数(人)	男子	6,228	事務費掛金調定額(円)	49,807,422
	女子	2,563		
	計	8,791		
平均標準給与月額(円)	男子	350,587	資産運用	信託資産額 276億4,535万円 修正総合利回り -0.90% ベンチマーク差 -0.91%
	女子	226,323		
	計	314,358		
受給者数(人)	5,384	15	慶弔金	54件 112万円
平均年金額(円)	439,335	1,517	保養所利用者数	2,137人

### 運用の見直し・保養所問題 委員会案まとまる

平成16年11月24日に年金資産運用委員会及び財政運営委員会が開催されました。

委員会においては、年金資産の運用の見直しと保養所のあり方について審議され、これまでの検討結果が取りまとめられました。

委員会での取りまとめ内容については、今後理事会や代議員会での審議・決定を受け、平成17年度の事業運営にて実行していくこととなります。

### 年金資産の運用の見直し —アクティブ化を拡大—

#### ◎政策アセットミックスは変更せず

年金資産(積立金)の運用における資産区分(内外の債券・株式)の構成は、検証の結果、平成15年度に設定した割合にて予定の収益が得られる見込みであるため、変更しないこととされました。

現行・政策アセットミックス(資産構成割合)

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	その他	合計
45%	25%	8%	17%	5%	100%

#### ◎内外債券のアクティブ化を拡大

現行の資産構成割合による収益見込みを確保するため、アクティブ化の割合を高めることとされました。

ただ、アクティブ化の拡大は、リスクも伴うことから、全資産の10%以内とすることとされました。

また、アクティブ化は、アクティブ化割合の低い内外債券にて拡大することとされました。

	現行のアクティブ化		委員会案でのアクティブ化	
	資産構成割合	アクティブ化割合	資産構成割合	アクティブ化割合
内債	45%	20%	44.4%	55.6%
内株	25%	18%	72.0%	72.0%
外債	8%	0%	0.0%	25.0%
外株	17%	12%	70.6%	70.6%
他	5%	0%	0.0%	0.0%
合計	100%	50%	57%	

### 年金改正のポイント(実務事項) ◎短時間労働者の適用

平成16年の年金改正では、就業形態の多様化の進展を踏まえ、短時間労働者について、年金保障を充実する観点から、厚生年金に適用する動きがありました。

しかし、適用にあたっては、社会経済の状況や多くの短時間労働者が就業する企業への影響、事務手続きの効率性、就業の実態や雇用への影響などを十分に踏まえる必要があるとして実施は見送られました。

#### 5年後を目途に必要な措置

短時間労働者の厚生年金への適用の実施は見送られましたが、平成16年の年金改正法の附則において、「5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ぜられるものとする」ことが明記されました。

これにより、短時間労働者の厚生年金への適用問題は、5年先に結論がだされ、適用への有無、どのように適用していくかなどが決まるものと考えられます。社会保障制度や雇用施策なども検討課題となっています。

#### ◎ロング・ショートなどにてアクティブ化

内外債券のアクティブ化は、運用収益を中心として商品の選定を行い、国内債券についてはロング・ショート(内株・ヘッジ付)による代替投資が、外国債券については市場型ファンドが候補とされました。

#### ◎新規受託機関2、3社採用

内外債券のアクティブ化の拡大に伴い、新規の受託機関を採用することとなります。

また、大和総研における運用機関の評価の引下げにより、現採用受託機関の継続採用の有無が審議され、運用実績のよくない受託機関を入れ替えることとされました。

#### 保養所の運営のあり方

##### —平成17年度にて存続の有無を最終決定—

保養所は、利用状況や運営費用等も含め、審議の結果、利用率の低下や費用負担の回避などを勘案し、廃止する方向での意見がまとめられ、平成17年度において具体化することとなりました。

### 免除保険料率:38%に改定?

平成16年の年金法の改正により、保険料の凍結が解除され、基金に係る免除保険料率が平成17年4月から改定されます。

免除保険料率は、基金が代行している老齢厚生年金(代行部分)の支払に必要な費用に対する保険料率で、個々の基金の体質や年金法の改正内容をも踏まえて決定されます。

このたびの改定において算出した結果による免除保険料率は38%と見込まれます。

改定にあたっては、算出結果の厚生労働大臣への届け出や規約変更の認可が必要ですが、算出どおり決定(改定)されますと、当基金の免除保険料率は28%から38%へと引き上がることとなります。

この免除保険料率は、基金の代行部分の掛金率となり、改定によって基金の掛金率は10%高いものとなりますが、その分、社会保険事務所に納める厚生年金の保険料が低くなりますので、事業主や加入員の方々の負担が増加することにはなりません。

### 新委員2名を補強

平成16年11月12日付にて、年金資産運用委員会及び財政運営委員会の委員として、次の2名の理事が理事長から委嘱されました。

これにより、両委員会の委員数は各8名となり、より充実した審議が期待されます。

鈴木竹敏 理事(榊鈴竹・代表取締役社長)

中村桂吾 理事(中金硝子(株)・代表取締役)

### 給付減額の同意書の 早期提出をお願いします

同意書は全ての事業所に提出していただく必要があります  
未提出事業所の早期提出をお願いします

### 12月の事業予定

22/ 理事会の開催

下旬「代行保険料率届出書」の厚生労働大臣あて提出

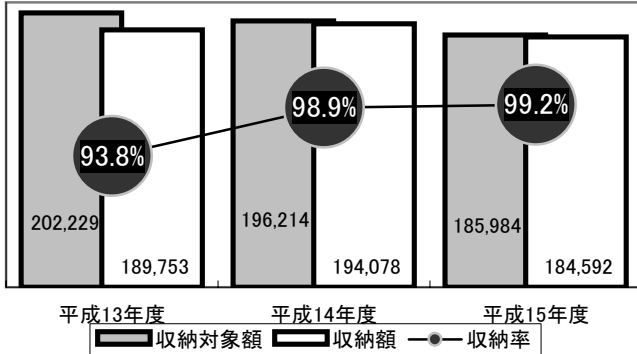
## 事業状況

### — 掛金の収納状況 — ② 収納率と収納額

平成15年度における年金掛金の収納額(延滞金、減少事業所特別掛金を除く)は、18億4,591万5,157円であり、収納対象額(調定額+前年度繰越額)に対して99.3%となっています。  
この収納率は、年度末の金融機関の営業にかかわりますが、事業主の方々のご理解により向上が図られています。

#### 年金掛金の収納状況

額単位：万円



#### 給付減額に係る同意書の提出状況

給付減額に係る同意書の提出は、平成16年11月末が期限となっていますが、同日までに当基金に送達いただいた事業所数は124件で全事業所数の48.3%と低調といえる提出状況です。

#### 説明会欠席事業所において低率 数百人規模事業所における取りまとめ遅滞

同意書の提出状況は、事業所規模別にみますと、数百人規模の事業所を除くと、それぞれ50%程度と差は見られません。

数百人規模の事業所における提出率は10%台と著しく低い実態にありますが、これらの多くの事業所は、従業員の分散や労働組合の存在などにより同意書の取りまとめが遅れているものと想われます。

また、業態別にみる提出率にも大きな差異が見られない状況にあります。

ただ、規模や業態を問わず、給付減額の説明会に欠席した事業所の提出が低調な状況にあります。

説明会欠席事業所の提出率は35%であり、出席事業所の57%に対し20%強も下回っています。

説明会欠席事業所に対する別途の提出依頼を行ったところですが、再三のお願いが強く求められ、未提出事業所への提出依頼も含め、十分な対応と積み重ねが必要状況にあります。

#### 個人情報法が全面施行されます

平成15年に制定された個人情報の保護に関する法令が平成17年4月1日から施行されます。

これに伴い、企業年金等における取扱いの細部が「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」(平成16年10月1日・厚生労働省年金局長通知)として定められました。

これにより個人情報(氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの)を取り扱う事業者(5000を超える個人情報データベースを事業に供する者は、必要範囲での個人情報の取扱いや利用目的の特定、本人の同意のない利用目的を超えた取扱いの制限などが義務化されています。

また、データの安全管理措置や従業員の監督に關した取扱いや守秘義務なども定められています。

個人情報法での事業者には、厚生年金基金はもとよりその設立事業主も含まれています。

#### 基金数997に減少

解散などにより厚生年金基金数の減少傾向が加速しています。

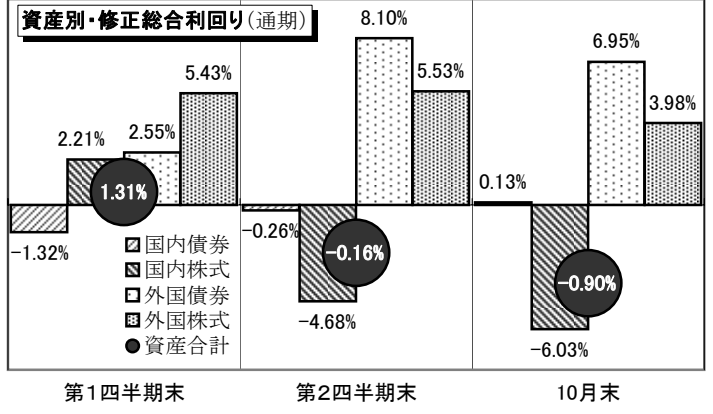
平成15年度末には1,357の基金がありましたが、平成16年11月1日現在では997基金となり、7ヶ月で26.5%もの減少となっています。

これも、997基金の中には、代行部分の将来返上の認可を受けている基金が256ありますので、1年後の基金数は確実に741となります。

997基金のうち、単独型・連合型基金が438、総合型基金が559となっていますが、将来返上の認可を受けている基金の大部分が単連基金であり、総合型基金の将来返上は7基金のみとなっています。これにより、1年後の基金数の75%が総合型基金で占められることとなります。

#### 年金資産の運用状況 <平成16年度>

##### 資産別・修正総合利回り(通期)



年金資産の運用状況は、国内債券におけるマイナス収益の状況を脱した感がありますが、国内株式の下落傾向が続き、平成16年10月末の収益率(修正総合利回り)は資産全体で-0.9%とマイナス幅を広げています。

#### 基金用語

##### 【中途脱退者】

厚生年金基金に加入している人(加入員)が、退職や死亡あるいは70歳に到達しますと加入員の資格を失います。

このような人のうち、事業所を途中で退職した人を特に「中途脱退者」といいます。

中途脱退者も加入員期間に応じた年金給付を受けることができますが、通常、加入員期間が10年未満ですと、加入していた厚生年金基金からではなく、厚生年金基金連合会というところから年金を受けることとなっています。

##### 原資の移換[移換金]

厚生年金基金連合会は、個々の厚生年金基金における中途脱退者の方々の年金給付を一括して行っています。

このため、各厚生年金基金は、中途脱退者の年金給付に必要な原資を厚生年金基金連合会に移換することとなっています。

この原資を「移換金」といいます。

##### 再加入と原資の受換[受換金]

中途脱退者が再就職によって元の厚生年金基金の加入員となる場合があります。

このような再加入者の年金給付については、厚生年金基金は中途脱退前と再加入後の加入員期間を通算した年金給付を行います。

このため、厚生年金基金は、かつて移換した中途脱退者の原資を厚生年金基金連合会から戻してもらうこととなります。

この原資は「受換金」といいます。

#### 「基金情報」の掲示等をお願い

加入員の方々にも基金の現状や動向などを周知していただくため、当「基金情報」を事業所内への掲示や回覧あるいはコピー配付などのご協力をお願いいたします。

#### 東総基・平成15年度の決算概要を集計

東京都総合厚生年金基金協議会は、去る11月12日、厚生年金基金(東京都所在の総合設立基金)における平成15年度の決算概要を取りまとめました。

##### 代行型基金の平均掛金率50.89%

それによる掛金率は、代行型17基金における最高率は67.0%、最低率は34.5%で、平均率は50.89%となっています。

一方、加算型162基金(変則掛金設定の7基金を除く)における最高率は133.0%、最低率は34.0%で平均率は52.34%となっています。

##### 94基金で平均56億2千万円の不足金が発生

決算結果では、東京都所在の総合設立基金の約半数が不足金を抱える状況となっています。

平成15年度において不足金が発生した基金は94基金で、その総額は5,279億4千万円となっており、繰越不足金は100基金で8,942億円に及んでいます。